

国際テロ情勢と警察の対応

1 国際テロ情勢

一・イスラム過激派の動向と国際テロの脅威

平成二〇年の国際テロ情勢は、依然として厳しい状況で推移しました。一三年九月の米国同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されているにもかかわらず、イスラム過激派によるテロの脅威は、引き続き高い状況にあります。中でも、アル・カーイダは、米国に対するジハード（聖戦）の象徴的存在として世界のイスラム過激派を惹き付け



オサマ・ビンラディン（時事）

ています。アル・カーイダを始めとするイスラム過激派は、このジハード思想を介して緩やかなネットワークを形成しているとみられます。

イスラム過激派組織及びその支持者は、インターネット等のメディアを効果的に活用して、ジハード思想を伝播するとともに、リアルワールド活動を進めています。現在、この思想やオサマ・ビンラディンの声明等の影響を受け、アル・カーイダの中核（指導部）と直接の関係を有しない組織等が、テロの敢行を企図する傾向がみられます。特に、テロと何のかかわりもなかった個人が、インターネット等を通じて過激化してテロを引き起こす現象の危険性が各国で認識されているところです。

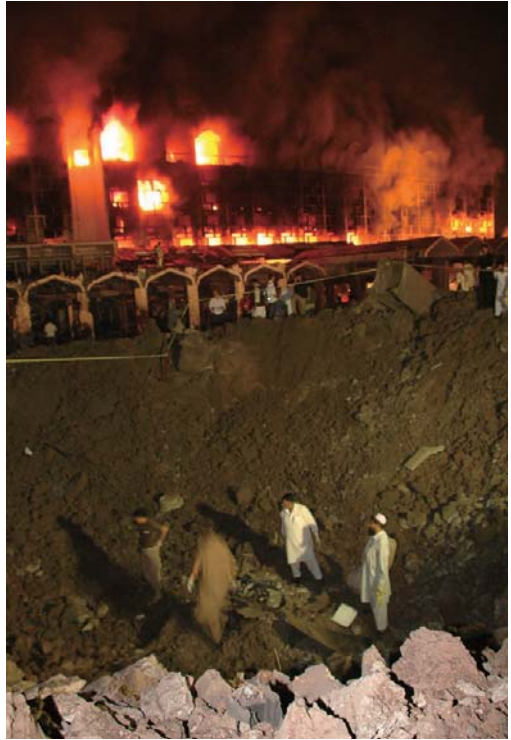
こうした中、二〇年中は、世界各地でテロ事件が多発しました。

南アジアでは、テロ情勢が厳しさを増しています。アフガニスタンでは、イスラム武装勢力タリバンの勢力拡大とともにテロの発生



インド大使館前の自爆テロ事件に使用された車（7月、アフガニスタン）（共同）

件数が増加しており、その規模も拡大する傾向が顕著です。七月には、首都カブールのインド大使館前で自動車爆弾による自爆テロが発生し、四〇人以上が死亡、一四〇人以上が負傷しました。パキスタンでは、軍による北西辺境州及び連邦直轄部族地域に対する掃討



マリriottホテルを標的とする自爆テロ事件
(9月、パキスタン) (時事)

作戦が再開されて以降、再びテロ事件が多発しています。六月には、イスラマバードのデ

ンマーク大使館に対して、自動車爆弾による自爆テロが発生し、九人が死亡したほか、九

月には、イスラマバードのマリオットホテルを標的とした自動

車爆弾による自爆テロにより、五四人が死亡、二六〇人以上

が負傷しました。インドでは、一月に、ムンバイにおいて、

武装グループによるホテル等を標的とした連続テロ事件が発

生し、邦人一人を含む約一六〇人が死亡し、邦人一人を含む約

二九〇人が負傷しました。



ムンバイにおける連続テロ事件 (襲撃を受けたタージマハルホテル)
(11月、インド) (時事)

が死亡しました。

東南アジアでは、一七年一〇月のインドネシア・バリ島における同時多発テロ事件以

北アフリカでは、アルジェリアを拠点とした「イスラム・マガレブ諸国のアル・カーイダ」が各地でテロを実行しており、八月には、同国北部イセルにおける警察学校を標的とした自動車爆弾による自爆テロが発生し、四〇人以上が死亡しました。

また、中東では、イエメンの首都サヌアにおいて、九月に、米国外交館が自動車爆弾等で武装グループに襲撃され、一六人

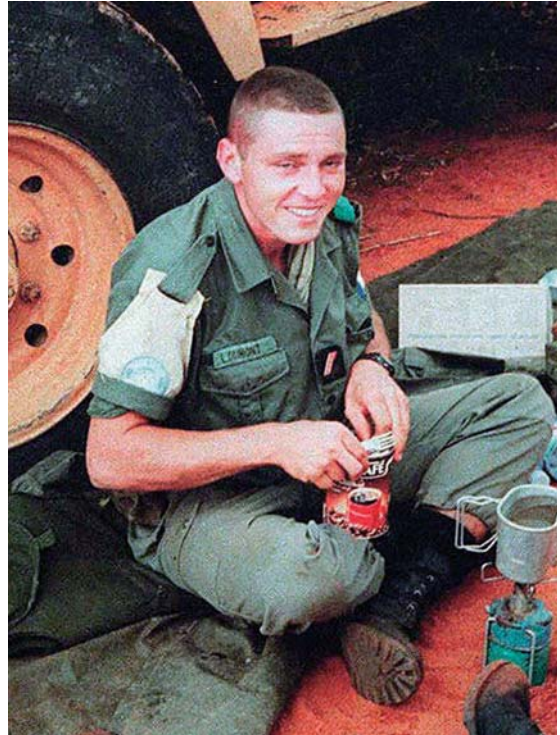


警察学校を標的としたテロ事件 (8月、アルジェリア) (時事)

降、大規模なテロ事件は発生していませんが、二〇年七月には、南スマトラ州においてジェマア・イスラミアによるテロ計画が摘発され、同組織が依然としてテロを実行する能力を有していることが明らかとなりました。

二. 我が国への国際テロの脅威

我が国は、アル・カーイダを始めとするイスラム過激派から米国の同盟国とみなされており、オサマ・ビンラディンのものとされる声明等において、これまでに度々テロの標的



我が国に不法に入出国していたアル・カーイダ関係者(時事)

として名指しされています。また、我が国にはイスラム過激派がテロの対象としてきた米
国関係施設が多数存在し、これらを標的とし
たテロの発生も懸念されます。

こうした中、国際手配されていたアル・カー
イダ関係者が不法に我が国に入出国を繰り返
していた事実が一五年一二月のドイツにおけ
る同人の逮捕を端緒として判明したほか、米
国で拘束中のアル・カーイダ幹部のハリド・
シエイク・モハメドが、我が国にある米国大
使館を破壊する計画等に関与したと供述して
いたことが一九年三月に確認されました。

我が国には、イスラム諸国からの入国者が
多数滞在し各地でコミュニティを形成してい

ることから、今後、イスラム過激
派が、こうしたコミュニティを悪
用し、資金等の調達を図るとも
に、様々な機会を通じて若者等の
過激化に関与することが懸念され
ます。

さらに、海外においては、現実
に邦人や我が国の権益がテロの標
的となる事案や、直接の標的でな
い場合であっても、海外にいる邦
人がテロに巻き込まれる事案が発
生しています。ムンバイにおける

連続テロ事件では、銃撃により邦人一人が死
亡しました。

このように、我が国は、国内におけるテロ
や、海外における邦人や我が国の権益に対す
るテロの脅威に直面しています。

三. 日本赤軍・「よど号」グループの動向

(一) 日本赤軍

最高幹部の重信房子は、ハーグ事件等によ
り懲役二〇年とした控訴審判決を不服とし、
二〇年一月に上告しました。西川純は、ダッ
カ事件等により無期懲役とした控訴審判決を
不服として一月に上告しました。また、和
光晴生は、ハーグ事件等により無期懲役とし

た控訴審判決を不服として上告しています。

現在、日本赤軍は、組織の再編を推進する
とともに、新たな活動拠点の構築を模索して
いるとみられます。一二年に重信が逮捕され
た後も、日本赤軍は、昭和四七年のテルアビ
ブ・ロッド空港事件を「自己犠牲精神」に基
づく「パレスチナ解放闘争」として引き続き
高く評価するなど、その武装闘争路線を放棄
していません。また、日本赤軍は、逃亡メン
バーに対する支援活動を継続しているとみら



クアラルンプールで米国大使館・スウェーデン大使館を襲撃し、人質をとる日本赤軍メンバー (1975年、マレーシア) (時事)

れるほか、パレスチナとの連携等を名目に組織の拡大を図っているものとみられ、そのテロ組織としての危険性に変化はなく（注）、海外のテロリストと連携して、獄中メンバーの奪還等を目的としたテロ事件を引き起こす可能性は否定できません。

警察は、今後とも、国内外における日本赤軍支援者の動向にも特段の注意を払いつつ、逃亡メンバーの早期発見・逮捕に向け、関係機関と連携し情報収集を強化していくこととしています。

（注）日本赤軍では、平成一三年四月、重信による獄中からの日本赤軍「解散」宣言を受け、組織としても解散の「決定」を表明するなど、テロ組織としての本質を隠蔽する戦略を採っています。なお、同年一二月以降は「連帯」の名称を使用し、その後は、「ムーブメント連帯」に名称を変更しています。

（二）「よど号」グループ

昭和四五年三月、田宮高麿ら九人が、東京発福岡行き日本航空三五便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入りました。この「よど号」犯人九人のうち、田中義三（平成一九年一月病死）ら二人が既に逮捕されたほか、リーダーの田宮高麿ら二人は北朝鮮で死亡したことが確認されており、現在、

北朝鮮に残留しているのは、小西隆裕ら五人とみられています（うち岡本武は死亡説もありますが、真偽は確認できていません）。警察は、これまでに帰国した「よど号」グループの妻ら五人全員を旅券法違反等で逮捕したほか、一九年六月には、帰国した同グループ合流者一人を旅券法違反で逮捕し、いずれも有罪が確定しています。「よど号」グループの子女については、二一年一月までに全員が帰国しています。二〇年六月及び八月に開催された日朝実務者協議においては、「よど号」関係者の引渡しについて取り上げられましたが、現時点では、引渡しに向けた具体的な動きは見られません。

また、これまでに、「よど号」グループが日本人拉致に深く関与していたことが明らかとなっています。警察は、「よど号」犯人である魚本（旧姓・安部）公博について、有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、また、「よど号」犯人の妻・森順子及び若林（旧姓・

国際手配中の日本赤軍

No. 1 坂東 國 男 022.1.10 081.165	No. 2 佐々木 規夫 023.8.27 081.708	No. 3 松田 久 023.8.30 081.758	No. 4 奥平 純三 024.4.5 081.758
No. 5 大道寺 あや子 022.10.30 081.1028	No. 6 仁 平 誠 021.3.11 081.718	No. 7 岡本 公三 022.12.2 081.1018	

似ている人を見かけた時は、110番でお知らせ下さい。警察庁

国際手配中の「よど号」グループ

No. 1 小西 隆裕 021.9.20 081.1028	No. 2 若林 盛亮 022.9.18 081.1028	No. 3 赤木 志郎 021.11.2 081.728	No. 4 魚本(安部)公博 023.5.12 081.1018
No. 5 岡本 武 022.7.12 081.1028	No. 6 森 順子 022.6.12 081.1028	No. 7 若林 佐喜子 021.11.25 081.1028	

似ている人を見かけた時は、110番でお知らせ下さい。警察庁

黒田) 佐喜子については、石岡亨さん及び松木薫さん両名に対する結婚目的誘拐容疑で、それぞれ逮捕状を取得し、国際手配を行っています。

「よど号」グループは、マスコミ報道や声明文等を通じて拉致容疑事案への関与を否定し続けており、容疑が晴れた時点で帰国したいとしています。また、日本政府に対しては、拉致容疑事案の被疑者としての引渡し要求を撤回するとともに、協議に応じるよう要求しています。

2 警察の対応

一．情報収集と捜査の徹底

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集し、それを的確に分析して諸対策に活用することが不可欠です。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、その準備は秘密裡に行われるため、収集される関連情報のほとんどは断片的なものです。このため、情報の蓄積と総合的な分析が必要となります。

そこで、警察では、警察庁国際テロリズム対策課を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化しているほか、こうした分析結果を重要施設の警戒警備を始めとした諸対策に活用しています。

また、警察は、邦人や我が国の権益に係る重大テロ事件等が国外で発生した場合等に、国際テロリズム緊急展開班(TRTT-2: Terrorism Response Team-Tactical Wing for Overseas)を派遣し、当該事案に関する情報収集、現地当局に対する捜査支援等を行っています。

二．水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国においてテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。政府は、一六年一月、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置し、関係行政機関等が行う水際対策の強化に必要な調整を図っています。また、国際空港・港湾に配置された空港・港湾危機管理(担当)官を中心に、関係機関が連携して各種訓練の実施、施設警備に係る改善等の成果を上げています。

また、出入国管理及び難民認定法の改正に



成田国際空港で実施されたテロ対策合同訓練(6月、千葉)

より、一九年二月から旅客等に関する情報の事前報告が航空機及び船舶の長に義務付けられ、事前旅客情報システム(APIIS)(注一)は、より実効性のあるシステムとなりました。また、外国人が入国する際において、指紋等の個人識別情報を提供することが義務化されたことにより、同年一月に外国人個人識別情報認証システム(BICS)(注二)の運用が開始されました。

(注一) 航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物に係る情報を入国前に照合するシステム。

(注二) 来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物に係る情報を照合するシステム。

三．関係省庁との連携

テロ対策に万全を期するため、警察では、関係省庁、地方自治体、関係機関等との緊密な連携に努めています。

二〇年一二月には、政府の犯罪対策閣僚会議において、テロの脅威等に対処するための取組みを盛り込んだ「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」が策定されました。この計画では、国、地方自治体及び

関係機関が緊密に連携して、総合的なテロ対策を推進するとともに、国民の理解と協力を得て、官民が一体となって「あらゆるテロを許さない」という共通の理念の下、テロに強い社会の実現を目指すこととしています。また、そのための具体的取組みとして、諸外国治安情報機関との情報交換の拡大等による情報収集・分析機能の強化、テロの「兆し」に係る情報の提供を確実に受けられるようにするための民間事業者に対する働きかけの強化等が盛り込まれました。警察においても、同計画の内容を踏まえ、関係省庁等とさらに強力に連携し、これらの取組みを推進しています。

特に、九月に発生した皇居に向けた不審物発射等事件において、被疑者が大量の硝安油剤爆薬を製造していたことから、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、都道府県知事等に対して、爆発物の原料の管理強化を更に徹底することを求める通知・通達を发出し、警察は、これら関係省庁の取組みを踏まえて、関係業界団体及び薬局開設者等個々の事業者に対して働き掛けを行うなど、緊密に連携して対策を講じたところです。

また、警察庁と防衛省・自衛隊との連携については、平素から緊密な情報交換を行うと

ともに、重大テロ等が発生した場合に備え、対処態勢の強化を図っています。具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、一・二年度以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、一四年から一七年の間に、武装工作員等事案を想定した治安出動に係る共同図上訓練を実施しました。その成果等を踏まえ、一七年から二〇年末までの間に、三七都道府県警察が、それぞれ対応する陸上自衛隊の師団等との間で、共同実動訓練を実施しました。今後も各地でこうした訓練を重ね、防衛省・自衛隊との緊密な連携の強化を図っていくこととしています。



陸上自衛隊との共同実動訓練（2月、長崎）

四．重要施設等の警戒
警察では、原子力発電所や内閣総理大臣官邸等の我が国の重要施設、米国関連施設、鉄道等公共交通機関等に対し、効果的かつ効率的な警戒警備を実施しています。



重要施設の警戒状況

鉄道等公共交通機関の警戒に当たっては、事業者等や国土交通省等との緊密な連携に努めるとともに、これら事業者等が構成員となっている鉄道テロ対策連絡会議に警察庁がオブザーバーとして参画し、必要な助言や情報交換等を行っています。

五．NBCテロ対策

NBCテロが発生した場合に迅速・的確に対処するため、九都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広

島、福岡）に、化学剤検知器等高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊を設置しているほか、その他の府県警察には、NBCテロ対策班を設置しています。これらの部隊は、平素から実戦的訓練等により対処能力の向上に努めています。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、二八年八月から、経済産業省、文部科学省等の関係機関と緊密に連携し、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査を実施しています。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、二〇年九月から、厚生労働省と緊密に連携し、警察



生物化学テロ訓練状況

庁職員による特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施しています。

六・特殊部隊等の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件を鎮圧するため、サブマシンガン、自動小銃、ライフル、特殊閃光弾^{せんこう}、ヘリコプター等の装備や機動力を備えた特殊部隊（SAT^{サット}：Special Assault Team）を八都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川県、愛知、大阪、福岡、沖縄）に設置しています。また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊の装備資機材の充実強化、実戦的訓



SATの訓練

練の実施等により対処能力の向上を図っています。

七・スカイ・マーシャルの運用

警察では、一六年一二月から、ハイジャック対策を強化するため、国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携して、警察官が旅客機に搭乗するスカイ・マーシャルの確かな運用を図っています。

八・武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等や緊急対処事態への対処については、平素からの備えが重要であることから、都道府県警察は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき都道府県及び市町村の国民保護計画の作成・変更作業に積極的に参画しています。

また、武力攻撃事態等や緊急対処事態において、国民保護措置等を迅速かつ的確に実施できるよう、内閣官房や各都道府県が主催する国民保護訓練（平成二〇年度長野県国民保護共同実動訓練（一二月）等）に参加し、被害情報等の収集、住民の避難要領等について検討を行うなど、事態発生時における関係機関との連携強化に努めています。

九．サイバーテロ対策

情報システムや情報通信ネットワークが国民生活や社会経済活動に深く浸透している状況の下、国内外において、ウェブサーバに対してサイバー攻撃が敢行される事案が発生しています。これらのサイバー攻撃が重要インフラ事業者等の基幹システムに対して行われた場合、国民生活や社会経済活動に大きな被害を与えることとなります。



サイバーフォース

このため、警察庁に「サイバーテロ対策推進室」や「サイバーフォース」を、各都道府県警察に「サイバーテロ対策プロジェクト」を設置し、重要インフラ事業者等への個別訪

問等の実施を通じて、重要インフラ事業者等における情報セキュリティ対策の向上を図るなどし、サイバーテロの未然防止に努めています。また、事案が発生した場合には、関係省庁や、被害を受けた重要インフラ事業者等と連携して、被害拡大防止及び事件検挙に当たることとしています。

十．国際協力の推進に向けた取組み

国際テロ対策を的確に推進するには、世界各国の連携・協力が必要であることから、G8や国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察機関相互間等で諸対策に関する活発な議論を行っています。二〇年六月には、東京において警察庁・法務省が「G8司法・内務大臣会議」を共催し、泉国家公安委員会委員長（当時）が共同議長を務め、警察庁幹部が出席して、テロ対策や国際組織犯罪対策について協議しました。

また、警察庁では、毎年、国際協力機構（JICA）との共催により「国際テロ事件捜査セミナー」を開催しており、八月には、世界各国のテロ対策担当者を招へいして、テロ事件の捜査技術に関するノウハウの提供を積極的に行いました。

その他、テロ対策に関する地域協力を推進

するため、毎年、外務省との共催により「地域テロ対策協議」を開催しており、三月にも、東南アジア諸国からテロ対策担当者を招へいして、国際テロ情勢等に関する情報交換を行いました。

さらに、我が国は、国連安全保障理事会決議一三七三号等で求められているテロリスト等の資産凍結にも積極的に取り組んでおり、警察庁は、機動的な資産凍結実施のために設置された「テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議」に参加しています。我が国では五三四のテロに関連する個人・団体を資産凍結対象としています。



G8司法・内務大臣会議（6月、東京）